例特定入所者介護サービス費（法第五十一条の四第一項に規定する特例特定入所者介護サービス費をいう。次号において同じ。）、特定入所者介護予防サービス費（法第六十一条の三第一項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。次号において同じ。）又は特例特定入所者介護予防サービス費（法第六十一条の四第一項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費をいう。次号において同じ。）の額の総額の百分の百に相当する額以下で市町村長が定める額

二　前号に規定する要介護被保険者等及びその配偶者が所有する現金等に関する虚偽の申請その他不正の行為が、特に悪質であると市町村長が認める場合　当該虚偽の申請その他不正の行為によって支給を受けた特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費又は特例特定入所者介護予防サービス費の額の総額の百分の二百に相当する額以下で市町村長が定める額

○農林水産省告示第千三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市南波多町谷口字高尾一の一、一の四、六、南波多町古里字広川原四一〇八、四一一〇の一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字山浦字水梨甲二六八三の一、甲二六八三の二、甲二六八四の一、甲二六八五の一、甲二六八九の一、甲二六八九の三、甲二七一三の五、甲二七一八の二、甲二七二二の七、甲二七六三の一、甲二八二六の二、甲二八二七の一、甲二八七二の二、甲二八七九の一、甲二九〇七の二、甲二九一三の四、甲二九一七の一五八、甲二九一七の一六一、甲二九一八の五、甲二九二四、甲二九四五の一、甲二九四六の二、甲二九四八の一、甲二九五七の一、甲二九六一、甲二九八五の二、甲二九九四、甲三〇〇八、甲三〇〇九、甲三〇一七の三、甲三〇一九の四、甲三〇四五の一、甲三〇四五の二、甲三〇四五の五、甲三〇五二の三、甲三〇五二の四、甲三〇五二の六、甲三一〇〇の二、甲三一〇二の二、甲三一〇八の二、甲三一〇九の三、甲三一一二の一、甲三一一二の二、甲三一一四の四、甲三一一八の四、甲三一二四の四、甲三一二四の五、甲三一三二、甲三一三三、甲三一三五の一、甲三一三五の六、甲三一三六から甲三一三九まで、甲三一五九の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町楠字椴ノ木六二の二、六二の四、六二の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県藤津郡太良町大字伊福字小川内甲一五七三の二、甲一五七四、甲一五七七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町東田代字川原八五二の三、八五二の四、八五四の三から八五四の五まで、字乾鼓岳一三四六の三九から一三四六の四七まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市一迫字長崎青木二七の一四、字長崎論田二三の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）